

2022年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者入試C日程 試験問題

公法系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め2枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

〇市（政令指定都市である。）教育委員会の教育長は、2003年9月22日付けで、〇市立小中学校の各校長宛てに「卒業式及び入学式等の式典における国旗掲揚及び国歌斉唱について」と題する通達（以下「本件通達」という。）を発出した。本件通達は、上記各校長に対して、①学習指導要領に基づき、卒業式及び入学式等を適正に実施すること、②卒業式及び入学式等の実施にあたっては、式典会場の舞台正面中央に国旗を掲揚し、教職員は全員、起立し国歌を斉唱することなどを内容としていた。

Xは〇市立A中学校に勤務する教諭である。Xは、天皇主権と統帥権が暴威を振るい、侵略戦争と植民地支配によって内外に多大な惨禍をもたらした歴史的事実から、「君が代」や「日の丸」は戦前の軍国主義と天皇主義を象徴していると否定的に評価しており、「君が代」や「日の丸」に対する尊崇、敬意の念の表明にほかならない国歌斉唱の際の起立斉唱行為はできないとの信念を有している。

2004年1月14日及び3月17日、Xは、A中学校長から、本件通達を踏まえ、2003年度卒業式における国歌斉唱の際に起立斉唱行為を命ずる旨の職務命令（以下「本件職務命令」という。）を受けた。しかし、3月19日に挙行された2003年度卒業式において、Xは、本件職務命令に従わず、国歌斉唱の際に起立しなかった。

4月6日、〇市教育委員会は、Xの不起立行為が職務命令違反に当たり、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するとして、Xを戒告処分とした。Xは、本件職務命令が違憲であると考え、本件戒告処分の取消訴訟を提起した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。なお、戒告処分及び取消訴訟の提起については、適法な手続を経ていることを前提としなさい。

《公法系問題 以上》

【出題意図】

本問は、公立中学校の卒業式において国歌の起立斉唱行為を命ずる職務命令と公立中学校教諭の思想の自由との関係という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを目的としていた。